

全建労発第1号  
平成30年4月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

(一社) 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞  
(公印省略)

### 今後の働き方改革への取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革の取組を進めて行く上で必要となる各発注者の取組等の環境整備については、未だ整備途上にあるものの、全建事発第3号で周知をお願いしましたとおり、国土交通省における建設業の働き方改革の推進についての取組のように一定の前進がみられたところです。こうした動きとも連動しつつ、平成30年度の事業計画に盛り込まれた事業に加え、各都道府県建設業協会・会員各企業の皆様と共に、団体として統一的・具体的に取り組む活動を展開し、全建として働き方改革への取組をさらに大きく前進させる必要があります。

このため、さる3月15日の理事会におきまして、当会が進めるべき「今後の働き方改革への取組について」が審議了承されたところです。

今後、貴協会の会員各企業の皆様に、下記事項の実施についてご周知いただき、本取組の趣旨を御理解の上、具体的取組が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 『休日 月1 + (ツイプラス)』運動の実施

会員各企業の皆様において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に、『休日 月1 + (ツイプラス)』運動を実施していただきたいこと。

平成29年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りに

より従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を努力目標としていた  
だきたいこと（別紙1を参照して下さい）。

なお、最終目標とする4週8休が確保された会員各企業においては、自ら  
「4週8休実現企業」として宣言し、当該企業の魅力発信に繋げていただき  
たいこと。

※ 災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

また、本運動の展開に当たっては、有給休暇の取扱いについては、次の点に  
留意して下さい。

- ・ 有給休暇は、従業員の権利として付与されるものであることから、有給  
休暇取得による休暇を、今般の取組の休日としてカウントすることはでき  
ません。

## 2 社会保険加入対策

平成30年度以降、工事の種別に関係なく、会員各企業の皆様が直接契約を  
取り交わす下請企業については、社会保険（雇用・健康・厚生年金保険）の加  
入企業に限定していただきたいこと。

※ 適用除外とされている事業所（健康・厚生年金保険については、個人  
事業主で従業員が5人未満の事業所）を除く。

## 3 公共工事設計労務単価の改定を受けた取組

技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等の確保を図るため、平成30年  
3月から適用される公共工事設計労務単価で受注した工事案件については、当  
該労務単価改定分を、会員各企業の皆様が直接契約を取り交わす下請契約に  
反映されるよう、全建として対外的に『単価引上げ分アップ宣言』いたしま  
した。会員各企業の皆様には、その趣旨を御理解いただき、今回の引上げ分  
の下請契約における反映を徹底をしていただきたいこと。

なお、今回の単価引上げ分アップ宣言に対応する単価の引上げは、「引上げ  
率」ではなく「引上げ金額」で対応していただきたいこと。

## 4 生産性向上への取組

全建においては、会員各企業の皆様が生産性の向上や人材育成面で、活用し  
ていただける支援策を今後も整理・提供いたしますので、ご活用いただきたい  
こと（別紙2を参照して下さい）。

また、各都道府県建設業協会及び支部等において、様々な形での研修機会を  
提供していただけるよう、前払金保証事業会社や建設業福祉共済団等の関係団  
体とも連携しながら、御支援させていただきますので、各都道府県建設業協会

やその支部等においては、こうした研修機会の提供等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

#### 5 働き方改革の推進に向けた環境整備の加速

働き方改革を更に前進させるためには、国の直轄工事のみならず、会員各企業の皆様の多くが受注対象とする地方公共団体や民間発注者における理解と協力が不可欠であります。

そのため、今後は、これまで課題として取り上げられていなかった事項や、国土交通省から提示された「建設業働き方改革加速化プログラム」の施策パッケージにおける運用上の課題等についても、各都道府県建設業協会において会員各企業の皆様の御意見・御要望を把握されたいこと（全建事発第4号を参照して下さい）。

全建としては、これまでの要望事項と併せ、それらの早期の実現に向けて関係方面に強く働きかけて参ります。

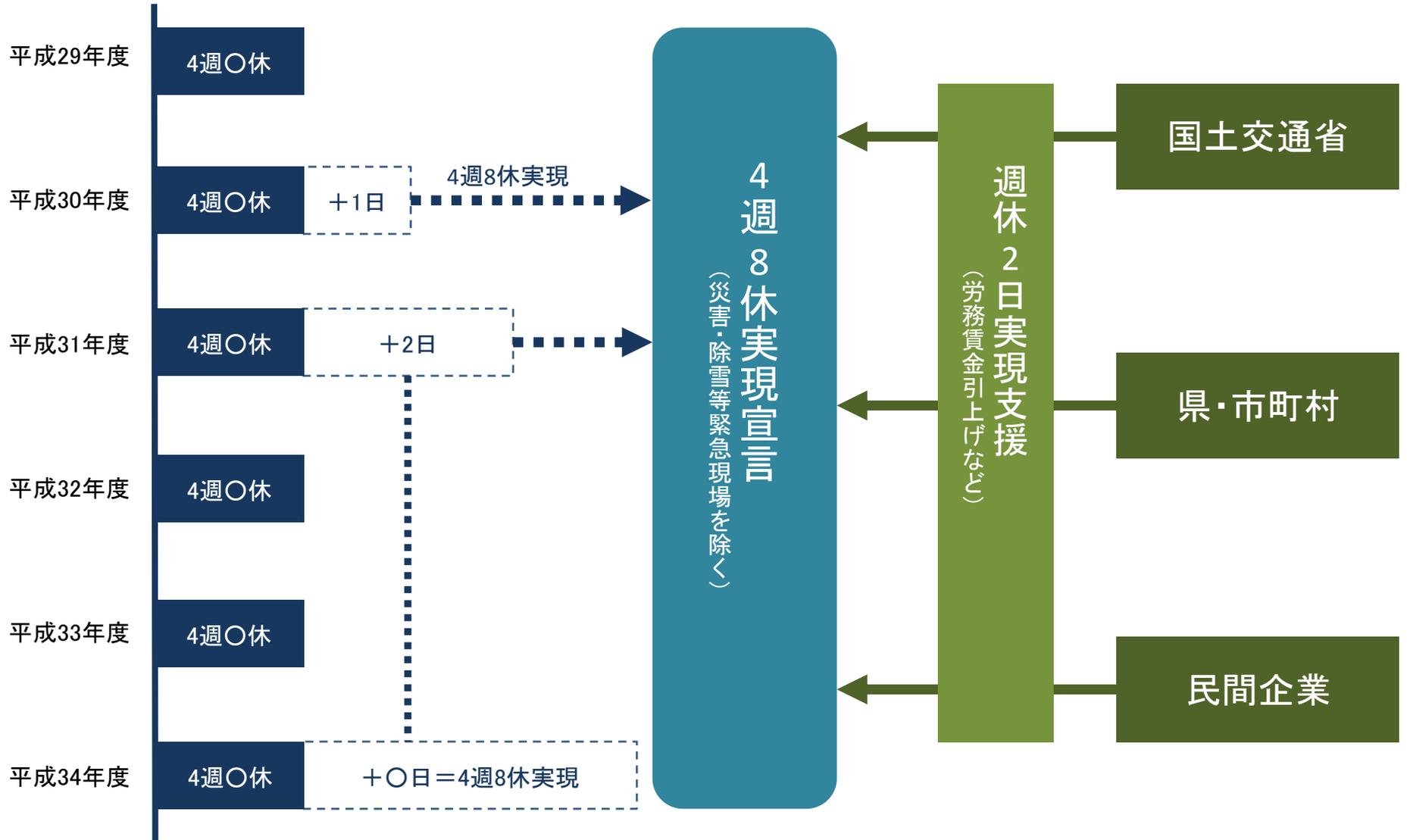
担当：労働部 長尾

# 休日 月イチプラス運動

企業側取組

車の両輪

発注側の取組



各省庁が実施する中小企業等支援策(生産性向上・担い手育成関連)

実施官庁	ICT建機導入等、生産性向上に資する制度			担い手の育成に資する制度		
	経済産業省	中小企業庁	環境省	厚生労働省	国土交通省	中小企業庁
補助名称	省エネルギー型建設機械導入補助金	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	エコリース促進事業補助金	人材開発支援助成金	建設リカレント教育を通じた中堅人材の技能水準向上	学びと社会の連携促進事業
補助内容	<p>以下の建設機械の導入に対する補助金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省策定の燃費基準値を超える(三つ星以上)燃費性能を有する排出ガス四次規制(2011、2014年)に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ</li> <li>●ICTが搭載されていること(ハイブリッド機構、情報化施工又は電気駆動等の先進的な省エネルギー技術)</li> </ul>	<p>生産性向上に資する革新的サービス開発、生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業間データ活用型 複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援</li> <li>●一般型 中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</li> <li>●小規模型 小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援</li> </ul>	<p>家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や産業用機械、業務用設備等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額から一定割合を補助する補助金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省の低炭素型建設機械の認定を受けた油圧ショベル、ブルドーザで、下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフロード法の基準適合表示が付されたハイブリッド機構を備えた油圧ショベル</li> <li>・オフロード法の基準適合表示が付された発電式ブルドーザ</li> <li>・バッテリー式油圧ショベル</li> <li>・有線式油圧ショベル</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設労働者認定訓練コース 職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練又は指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成。</li> <li>●建設労働者技能実習コース 若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中堅人材の技能水準等の向上を図る建設リカレント教育を推進。</li> <li>・遠隔地でも受講可能なICTを活用した研修プログラムの作成等(e-learning形式)</li> <li>・専門技能の幅を広げることによる多能工の育成</li> <li>・適切な労務管理のための実態調査や研修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本経済・地域経済・中小企業を動かす人材を育む「人づくり革命」を進めるべく、学校教育・企業研修等の現場において、AI等の先端技術等の活用した新たな学びを可能にし、中小企業の中核人材候補の従業員に対する社会人基礎力や専門分野の研修(集合講座(対面式)及びWeb研修(e-learning)形式)の実施等、学びの環境づくりを推進する。</li> </ul>
対象者	民間企業等 (民間企業、その他の法人(独立行政法人を除く)及び個人事業主)	中小企業、小規模事業者	中小企業、個人事業主等(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社)	中小企業、事業主団体等		
補助額	上限300万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業間データ活用型 上限1,000万円</li> <li>●一般型 上限1,000万円</li> <li>●小規模型 上限500万円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設労働者認定訓練コース ・経費助成 補助対象経費の6分の1 ・賃金助成 1日4,750円 ※生産性要件を満たした場合 1日6,000円</li> <li>●建設労働者技能実習コース ・20人以下の中小建設事業主 経費助成4分の3、賃金助成1日7,600円 ※生産性要件を満たした場合 経費助成10分の9、賃金助成1日9,600円</li> <li>・上記を除く中小建設事業主 経費助成 35歳未満は10分の7、35歳以上は20分の9 賃金助成は1日6,650円 ※生産性要件を満たした場合 経費助成 35歳未満は20分の17、35歳以上は5分の3 賃金助成は1日8,400円</li> </ul>		
補助率	補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の定額または3分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業間データ活用型 3分の2</li> <li>●一般型 2分の1</li> <li>●小規模型 3分の2</li> </ul>	リース料総額の3%			
実施期間	平成30年3月14日まで (平成30年度も継続)	平成29年度補正予算事業	平成30年3月31日まで (平成30年度も継続)	-	平成29年度補正予算事業	平成29年度補正予算事業

## 建設関連団体が実施する建設業協会支援策

実施法人・団体	東日本建設業保証(株)	西日本建設業保証(株)	北海道建設業信用保証(株)	(公財)建設業福祉共済団	(一財)建設業振興基金
事業名称	明日の地域建設業支援事業	建設産業の担い手確保・育成等支援策	道内建設業若年者育成助成事業	一般助成事業	建設産業活性化助成事業
事業内容 助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人財力向上事業 将来の担い手づくり、働き方改革や生産性向上など、人財への投資に係る取組み</li> <li>②地域力強化事業 地域の災害の備え、地域建設業の経営力の強化など、地域社会を支える取組み</li> <li>③戦略的広報事業 建設業の役割と魅力の効果的なPRなど、広報に係る取組み</li> <li>④講座 富士教育訓練センターに設ける入社前研修の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①担い手の確保・育成にかかる事業</li> <li>②防災・減災対策にかかる事業</li> <li>③三田建設技能研修センターを通じて実施する講座の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高校生を対象とした建設業教育</li> <li>②建設業新入社員合同研修</li> <li>③女性建設技術者活用支援</li> <li>④高校生を対象とした施工管理技士等資格取得支援(受験料助成)</li> <li>⑤(一財)建設業振興基金等の連携型教育訓練システムに関する道内活動支援</li> <li>⑥富士教育訓練センター研修参加支援(会員企業・協力企業社員の交通費助成)</li> <li>⑦建専連等の専門工事業団体が実施する技能実務研修支援(経費助成)</li> <li>⑧その他道内建設業における若年者の入職促進・人材育成に資すると認められる事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都道府県建設業協会が実施する労働災害防止、担い手確保と福祉の増進、社会貢献活動等への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①経営基盤の強化、企業間連携等の推進、元請・下請関係の適正化に資する事業</li> <li>②担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業</li> </ul> <p>上記①.②に関する調査研究及び研修等の実施に対する助成支援</p>
助成対象団体	都県建設業協会等 青森から福井までの23協会 他	西日本地区の府県建設業協会 府県建設業協会が認める建設関連団体	道内の建設産業に密接な関連を有する公益法人、一般法人またはこれに準ずる団体であって、助成対象事業を実施する、またはその事業に参加する者	都道府県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出えん団体</li> <li>②都道府県建設業協会</li> <li>③府県建設産業団体連合会</li> <li>④特に認める団体 (東北建設業連合会 他)</li> </ul>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③の事業 1団体あたり上限2,000万円</li> <li>・④の事業は全額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②の事業 1団体あたり上限2,000万円</li> <li>・③の事業は全額</li> </ul>	1事業あたり原則200万円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県建設業協会から助成申請を受け、前年の当該県掛け金収納額並びに会員加入率に応じて助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③の対象団体については、1団体あたり上限 200万円</li> <li>・④の対象団体については、1団体あたり上限150万円</li> <li>・研修事業は1回あたり上限15万円で年間累計額が100万円以内</li> </ul>
助成率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③の事業 事業費の10分の9以内</li> <li>・④の事業は100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②の事業 事業費の4分の3</li> <li>・③の事業は100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の10分の9</li> <li>※助成対象事業⑥については10分の5</li> </ul>	-	事業費の5分の3
実施期間	平成32年度まで	平成31年3月31日まで	平成31年3月31日まで	-	-